

名家連ニュース

平成31年1月21日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 580号

全家族会から55名参加 ～和やかに交流会開催～

19日(土)、「ルブラ王山」にて市内14家族会から55名の家族会員が参加。開催挨拶で堀田会長は、名家連結成直後に、同じ会場で「事業所交流会」を開催したことを振り返り、交流会の果す意義を紹介。

司会者(信藤理事)の進行で、各家族会の紹介の後、「家族会に入ってよかったこと」「家族会運営の悩み事」をテーマに8テーブルに分かれてグループ討議を行い、各グループから発表がありました。

《家族会に入ってよかったこと》の共通内容：家族会にたどり着くまで

①どうしていいか途方に暮れていた。②誰とも相談できず苦しかった。参加したことで、①一人ではないことで孤立感から救われた。②悩みや愚痴も話せる、安らぎの場を得た。③分からなかった情報(年金・手帳・福祉サービス・病気と障害の対処法等)が得られ救われてきた。

《家族会運営の悩み事》の共通内容：①高齢化で例会に参加できない会員がいる。②例会の参加者も同じ顔ぶれになっている。③報告事項に時間がとられ、マンネリ化している部分もある。そして、新しい会員や若い会員が参加してよかったと感じる家族会にするための忌憚のない意見交換が行われました。

連絡事項の中で堀田会長は、①毎月開催の精神疾患の基礎知識連続座やSST講座。②4月から新たに開催する臨床心理士による10回講座。③愛知障害フォーラム(1/26)や市社協(2/2)、名古屋市(3/2)、PSW協会(3/3)、みんなねっと愛知大会(11/7・8)等の講演会やイベントを紹介し、参加と協力を呼びかけました。交通運賃割引運動については、堀場(事務局)から現状を報告しました。

最後の「まとめ」で池山副会長は、「家族会あつての名家連、家族会の活性化が何よりも大切」「元気な家族、活力ある家族会活動」を呼びかけました。



雇用率算入、確認方法を明記 ◇ 厚労省、障害者雇用法改正案に

障害者雇用促進法の改正について議論をしている労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)の分科会で、厚生労働省が18日、国や自治体での障害者の雇用状況を適正にチェックしていくための原案を初めて示した。障害者を雇用率に算入するときの確認の仕方を、同法に新たに明記することなどを盛り込んだ。

障害者雇用を巡っては、中央省庁での採用数の水増しが発覚した。今後は、障害者雇用を所管する厚労省が実態を把握できるようにするため、各省庁や自治体に対して随時、報告を求められる権限を持たせる。

公表方法についても、これまでは厚労省が各省庁や自治体から年に1回、報告を受けた数値をまとめて公表してきたが、それぞれの行政機関に公表する義務を課して責任を持たせる。加えて、確認のために用いる障害者手帳の写しなどの関係書類の保存を義務づける方針も示した。

各行政機関に「障害者活躍推進計画(仮称)」の策定も義務づける。障害者からの相談に応じられるよう、相談員を置くことも必要とした。厚労省は分科会の審議を踏まえて法改正案をまとめ、今年の通常国会での法改正をめざす。(2019年1月19日 朝日新聞デジタル)

